

## 8 保健医療サービスの推進3（感染症・結核）

感染症の発生を未然に防止するため、各種予防接種を実施するとともに、感染症発生動向の情報を収集・還元する。また、感染症患者が発生した場合には、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、消毒等のまん延防止対策及び患者の医療の確保等について必要な対応を実施する。さらに、エイズ・性感染症・ウイルス性肝炎等の検査相談の実施及び予防啓発事業を推進する。

結核については、患者が適切な医療を受け、治癒し、速やかに社会生活に復帰することを支援するとともに、患者家族等の接触者への感染を防止するため患者管理を行う。

### （1）予防接種の実施

#### 【事業の目的・内容】

市民を感染症から守るため、予防接種法に基づき、各種予防接種を実施する。また、法律に定められていないものについても、市が自ら必要とするものについては行政措置として予防接種を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・係
予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則 定期接種実施要領 宇都宮市定期予防接種実施要領 宇都宮市の区域外で受診した予防接種費の助成に関する支給要領 宇都宮市幼児インフルエンザ予防接種費の助成に関する支給要領 宇都宮市風しん抗体陰性者予防接種費補助金交付要綱、交付要領 原発避難者特例法 宇都宮市東日本大震災の発生に伴う被災者に対する定期予防接種実施要領	保健予防課 感染症予防グループ

#### 《事業の沿革》

年 度	沿 革
平成6年	インフルエンザ予防接種を中止（児童の流行抑止が顕著でない等の理由） おたふくかぜ単独予防接種を開始 おたふくかぜ予防接種を委託方式により一部助成制度を導入し生後3～48か月の者に接種料金 5,000円のうち 2,000円を助成 麻しん予防接種の助成対象を生後12～36か月未満から生後12～72か月に対象枠を拡大し、接種料金 5,000円のうち 4,000円を助成 予防接種法の改正（10月）により、①健康被害救済制度の充実、②対象疾病の見直し、③集団義務接種から個別勧奨接種への移行、④予診の強化、⑤インフルエンザを対象疾病から削除し、破傷風を新たに加える、⑥接種対象年齢枠の拡大が施行され、本市でも平成7年度から実施方法等を変更
平成7年	三種混合予防接種を完全個別化（生後3か月～90か月）とし全額助成 風しん予防接種の個別化（生後12か月～90か月）接種料金 5,500円のうち 4,500円を助成 麻しん予防接種助成対象を生後12～90か月未満とし接種料金 5,500円のうち、4,500円を助成 おたふくかぜ予防接種の接種料金 5,500円のうち、2,500円を助成

平成8年	<p>予診（接種のための診察過程において、体調不調等により接種不可と判断された場合）料金の新設</p> <p>ポリオ追加接種（S. 50～52生対象）の実施</p> <p>二種混合予防接種（生後3か月～90か月）を新たに個別接種として導入し接種料金 5,300円のうち、4,300円を助成</p> <p>麻疹予防接種助成対象を生後12～90か月未満とし接種料金 7,100円のうち、5,600円を助成</p> <p>三種混合予防接種の接種料金 6,300円のうち、5,300円を助成</p> <p>おたふくかぜ予防接種の接種料金 6,500円のうち、2,500円を助成</p> <p>予診の結果、体調不調等により接種できない者の予診制度を導入し、個別委託として予診料金 2,800円全額を助成</p>
平成9年	<p>おたふくかぜ予防接種を中止</p> <p>定期接種における予防接種料金の自己負担を廃し、全額公費負担とする。</p>
平成11年	<p>日本脳炎予防接種（3歳～7歳6か月）の個別化</p>
平成12年	<p>日本脳炎予防接種（生後6か月～3歳未満）で特に希望があれば、医師の判断により接種可能とする。</p> <p>公衆衛生審議会答申（平成11年7月）に基づき、高齢者向けインフルエンザ予防対策の一環として、65歳以上のインフルエンザ予防接種の平成13年度実施に向け、実施計画を作成</p>
平成13年	<p>65歳以上及び60～64歳の心臓・腎臓・呼吸器の機能又はH I Vによる免疫の機に障害を有する者のインフルエンザ予防接種の接種料金の一部又は全額を助成（自己負担1,000円又は免除）</p> <p>上記対象者のうち、市民税非課税世帯及び生活保護被保護者に対しては、全額を公費負担とする。</p> <p>予防接種法改正時の経過措置により中学2年時男女に実施してきた風しん予防接種について、経過措置終了後も行政措置として集団接種を継続実施</p>
平成14年	<p>昭和54年4月2日～昭和62年10月1日生まれの風しん予防接種未接種者に対し、個別接種開始（平成15年9月30日まで）</p> <p>市外区域で実施した予防接種に対する費用の全額及び一部助成開始</p>
平成16年	<p>ツベルクリン反応検査・BCG接種（生後2か月～48か月未満）集団接種の終了（平成17年1月31日まで）</p> <p>17年度接種対象年齢外となる者への救済措置としてツベルクリン反応検査・BCGの個別接種を実施（2～3月）</p>
平成17年	<p>BCG接種（生後6か月未満）の個別化</p> <p>BCG行政措置（生後6か月～12か月未満）</p> <p>厚生労働省からの「日本脳炎予防接種の積極的勧奨の中止」の通知を受け、乳幼児期の個別接種及び小学4年生の集団接種中止（5月31日以降）</p> <p>中学校における日本脳炎予防接種の廃止</p> <p>幼児インフルエンザ予防接種費の一部助成開始</p>
平成18年	<p>麻しん風しん混合予防接種開始。生後12か月～24か月未満を1期、5歳～7歳未満で、小学校就学前年度の者（年長児に相当）を2期とする2回接種</p> <p>救済措置として、上記対象者以外の7歳6か月未満の者に対し、麻しん、風しん単独接種（行政措置）の実施（平成19年3月31日まで）</p>
平成19年	<p>風しん行政措置（中学2年時男女：集団）の終了</p>

平成20年	<p>麻疹風疹混合予防接種の3期（中学1年生）、4期（高校3年生）開始（平成24年度までの時限措置）</p> <p>二種混合予防接種（11歳以上13歳未満）の個別化</p>
平成21年	<p>日本脳炎予防接種1期に用いるワクチンとして「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」追加（平成21年6月2日）</p> <p>新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助の実施（平成21年11月16日～国の補助が終了するまで）</p>
平成22年	<p>日本脳炎予防接種2期に用いるワクチンとして「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」追加（平成22年8月27日）</p> <p>国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業に基づき、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3種ワクチンについて、接種費用の全額公費助成を開始（平成23年1月11日から平成23年度までの期限付き事業）</p> <p>厚生労働省通知に基づき、東日本大震災の発生により本市に避難している住民について、住民登録地に償還払い制度がない場合に限り、定期予防接種費用の公費助成を開始（平成23年3月16日）</p> <p>ポリオ追加接種（S.50～52生対象）の終了（平成23年3月）</p>
平成23年	<p>日本脳炎予防接種の積極的勧奨を再開。積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逸した者（平成7年6月1日から平成19年4月1日生まれ）について、20歳未満まで、定期予防接種の対象とする特例措置が設けられる（平成23年5月20日）</p> <p>麻疹風疹混合予防接種第4期の特例措置として、修学旅行等で海外に行く高校2年生が対象となる（平成23年5月20日から平成24年3月31日まで）</p> <p>東日本大震災の発生によりやむを得ない理由で定期の予防接種の対象年齢を過ぎてしまった者について、定期予防接種の対象とする特例措置が設けられる（平成23年5月20日から平成23年8月31日まで）</p> <p>子宮頸がん予防ワクチンの供給量不足により、3月初旬から一時的に接種制限となる。その後、高校2年生は6月10日、高校1年生は7月10日、中学生は7月20日から段階的に接種を再開</p> <p>子宮頸がん予防ワクチン「サーバリックス」に加え、「ガーダシル」を助成対象ワクチンとして導入（平成23年9月15日）</p> <p>原発特例法に基づき、東日本大震災の発生により本市に避難している、指定13市町村に住民登録のある者について、定期予防接種の公費助成を開始（平成23年11月15日）</p> <p>子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの全額公費助成継続（平成24年度までの期限つき事業）。</p>
平成24年	<p>生ポリオワクチンの集団接種を終了（平成24年6月）。不活化ポリオワクチン（初回接種）が定期接種となり、個別接種を開始（平成24年9月1日）</p> <p>不活化ポリオ（追加接種）が定期接種となる（平成24年10月23日）</p> <p>四種混合が定期接種となり、個別接種を開始（平成24年11月1日）</p> <p>長期療養などの特別な事情で定期予防接種を受けることができなかった者について、特別な事情がなくなってから2年間、定期予防接種の対象とする特例措置が設けられる（平成25年1月30日）</p> <p>麻疹風疹混合第3期、第4期の接種を終了（平成25年3月31日）</p> <p>子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの全額公費助成事業を終了（平成25年3月31日）</p>

平成25年	<p>予防接種法改正（平成25年4月1日施行）により、①ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんが定期接種となる。②子宮頸がんの対象が「中学1年生から高校1年生相当の女子」から「小学6年生から高校1年生相当の女子」に変更。③BCGの対象が「生後6か月未満」から「生後1歳未満」へ変更。④日本脳炎特例措置の対象が「平成7年6月1日から平成19年4月1日までに生まれた人」から「平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人」へ変更。⑤時限措置として実施していた麻しん風しん混合3期及び4期終了。</p> <p>「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」の開始（平成25年4月1日）。  高年齢者肺炎球菌予防接種補助事業の開始（平成25年4月1日）。  妊娠希望者等への風しん予防接種補助事業の開始（平成25年6月1日）。  ワクチンとの因果関係が否定できない症状が接種後に特異的に見られたことから、厚生労働省勧告により子宮頸がん予防接種の積極的勧奨を差し控えた（平成25年6月14日）。</p> <p>予防接種法実施規則の改正により、小児用肺炎球菌が既存の7価ワクチンから13価ワクチンへ一斉切り替え（平成25年11月1日）。  厚生労働省通知により、定期予防接種の対象年齢の解釈が示された。これまで「～歳未満」の予防接種については「誕生日の前々日まで」に接種と解釈されていたが、「誕生日の前日まで」に解釈変更となった（平成26年3月11日）。</p>
平成26年	<p>予防接種法施行規則、実施要領の改正により、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、ポリオ、日本脳炎、子宮頸がん（2価）の接種間隔が緩和（平成26年4月1日）。</p> <p>ワクチン管理配送業務（ワクチン一括購入）の開始（平成26年7月1日）。  副反応取扱通知の変更により、予防接種を行った医師以外の医師も、「予防接種後副反応報告書」を提出することになった（平成26年9月26日）  子宮頸がん予防接種後の症状に対応する医療機関として自治医科大学病院と独協医科大学病院が指定された。</p> <p>水痘ワクチン及び高年齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となり、個別接種を開始（平成26年10月1日）。</p> <p>全メーカーで三種混合ワクチン製造終了（平成26年12月4日）。以降、三種混合ワクチンは厚生労働省を通して、メーカーに対し、在庫品の個別販売を依頼することになる。</p> <p>水痘予防接種の経過措置（生後36か月以上60か月未満の未接種者に対する1回接種）の終了（平成27年3月31日）  高年齢者肺炎球菌の経過措置（101歳以上の方への接種）を終了（平成27年3月31日）  高年齢者肺炎球菌予防接種補助事業の終了（平成27年3月31日）。</p>
平成27年	<p>インフルエンザワクチンが3価から4価へ改良され、値上がりとなった。このため、高年齢者インフルエンザの自己負担額を1,000円から1,500円へ変更した（平成27年10月1日）。</p> <p>平成22年度から平成24年度にかけて実施した基金事業でヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がんを接種し、PMDA法により副反応があったと認定された者について、通院（入院相当でない）の場合は医療費・医療手当は支給されないが、代わりに「健康管理支援手当」が支給されることとなった（平成27年12月1日）。</p> <p>四種混合ワクチン「スクエアキッズ」を助成対象ワクチンとして導入（平成27年12月9日）</p> <p>厚生労働省通知に基づき、4回を超える不活化ポリオワクチンの接種が可能となった。このため、三種混合未完了者は、すべて四種混合で接種することになった（三種混合による接種は、事実上終了となる）。</p> <p>※ 一般財団法人化学及血清療法研究所において、違法な添加物を用いて血液製剤を製造していたことが判明、ワクチンも一部承認と異なる方法で製造しており、厚生労働省は出荷自粛を要請。10月から全国的に四種混合ワクチン「クアトロバック」が供給不足となった（平成27年11月26日出荷自粛解除）。その後、化血研は110日間（1月18日～5月6日まで）業務停止命令を受けた（ただし、代替品のないワクチン等は除く）。</p> <p>※ 北里第一三共の製造する麻しん風しん混合ワクチンが、力価不足により抗体価が不十分となる可能性があるとして、11月から特定のワクチンについて自主回収となった。</p>
平成28年	<p>予防接種法実施規則の改正により、保護者と連絡がとれない児童について、保護者が行方不明であるか否かに係らず、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による予防接種の実施が可能となる（平成28年4月1日）</p>

《取組み・実績等》

① 予防接種法に基づく定期予防接種

ア 県内での接種（※1）（平成28年度予算：1,451,779千円 市単独）

予 防 接 種 の 種 類		接種者数		
		平成25年度	平成26年度	平成27年度
定期予防接種 (医療機関での個別接種)	・ヒブ(生後2か月～60か月未満)	20,499人	19,205人	19,085人
	・小児用肺炎球菌(生後2か月～60か月)	19,720人	19,017人	19,093人
	・四種混合(生後3か月～90か月未満)	14,748人	18,165人	19,085人
	・三種混合(生後3か月～90か月未満)	5,116人	1,080人	79人
	・不活化ポリオ(生後3か月～90か月未満)	9,135人	4,841人	1,467人
	・二種混合(11歳以上13歳未満)	3,853人	3,948人	4,331人
	・BCG(生後5か月～12か月未満)	4,272人	4,678人	4,854人
	・水痘(生後12か月～36か月未満)	—	8,844人	9,689人
	・麻しん風しん混合(生後12か月～24か月未満) 又は麻しん・風しん(小学校入学の前年度)	4,773人 4,540人	4,687人 4,602人	4,771人 4,454人
	・日本脳炎(生後6か月～90か月未満) (9歳以上13歳未満) (特例対象者)	14,036人 1,263人 5,803人	14,095人 1,266人 5,502人	13,392人 2,257人 4,350人
	・子宮頸がん(小学6年生～高校1年生相当の女子)	1,009人	85人	65人
	・高齢者肺炎球菌(65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳。60～65歳未満の心・腎・呼吸器機能不全者・HIV免疫不全者)	—	11,303人	9,949人
	・高齢者インフルエンザ(65歳以上。60～65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能不全者・HIV免疫不全者)	60,471人	63,731人	64,174人
長期療養の特例措置による接種(※2)	2人	4人	5人	

※1 「栃木県内定期予防接種の相互乗り入れ事業」(平成25年度開始)による県内(市外)で接種件数を含む。

※2 法令に基づき特別な事情により、対象年齢の間に接種できなかった場合、接種できるようになってから2年間、公費負担の対象とするもの。

イ 市外区域(主に県外)で実施した予防接種に対する費用助成者

(平成14年度開始 平成28年度予算：7,015千円 市単独)

平成27年度費用助成者数 延べ239人

② 原発避難者特例法に基づく避難住民への定期予防接種

平成27年度費用助成者数 延べ 81人

③ 幼児インフルエンザ予防接種費助成

(平成17年度開始 平成28年度予算：6,225千円,市単独)

接種費用の一部を助成することにより、予防接種を受けやすい環境づくりに努めるとともに子育て支援の一助とする。(対象 1歳以上2歳未満)

平成27年度接種者数 延べ 6,098人

④ 風しん抗体価が低い妊娠希望者等への風しん予防接種費助成

(平成25年度開始 平成28年度予算：420千円，市単独)

接種費用の一部を助成することにより，予防接種を受けやすい環境づくりに努め，妊婦等への感染を抑制し，先天性風しん症候群の発生防止の一助とする。(対象：抗体価の低い妊娠を希望する女性とそのパートナー等)

平成27年度接種者数 163人

⑤ 市民への周知方法 (平成27年度)

- ア 健康づくりのしおり〔毎年4月発行〕
- イ 市広報紙・市ホームページ
- ウ 宇都宮市ママ・パパ赤ちゃんのためのしおり〔子ども家庭課において母子健康手帳交付時に配布〕
- エ にこにこ子育て〔子ども未来課において毎年4月発行〕
- オ 関係医療機関へのポスター配布〔高齢者肺炎球菌〕

⑥ 定期予防接種の積極的勧奨 (平成27年度)

接種勧奨の種類	接種勧奨の時期	接種勧奨方法 (個別通知)
予防接種全般	生後2か月 7歳未満の転入者の転入時	封書 (予防接種受診者証，子どもの予防接種のごあんない)
水痘	1歳の誕生日の1か月後	ハガキ
麻しん風しん混合1期	1歳の誕生日の1か月後	ハガキ
	2歳の誕生日の2か月前 (未接種者のみ)	ハガキ
麻しん風しん混合2期	年長となる年度の4月	ハガキ
	年長となる年度の7月	保育園，幼稚園を通して夏休み前にチラシ配布
	年長となる年度の10月	小学校を通して就学時健康診断時にチラシ配布
	年長となる年度の3月 (未接種者のみ)	ハガキ
二種混合	11歳の誕生日の1か月後	封書 (予防接種受診者証，説明書，予診票)
	13歳の誕生日の2か月前 (未接種者のみ)	ハガキ
	小学5，6年生の7月	小学校を通して夏休み前にチラシ配布
日本脳炎	3歳，4歳	ハガキ
	9歳	封書 (予防接種受診者証，説明書，予診票，同意書)
	18歳	封書 (予防接種受診者証，説明書，予診票，同意書)
子宮頸がん (※)	中学1年となる年度の5月	封書 (予防接種受診者証，説明書，予診票，同意書)

※ 厚生労働省の勧告 (平成25年6月14日) 後，積極的勧奨は差し控えている。

⑦ 定期予防接種の実施期間（平成27年度）

ア 個別接種

(ア) 通年実施……ヒブ，小児用肺炎球菌，四種混合，三種混合，ポリオ，二種混合，BCG，水痘，麻しん風しん混合，麻しん，風しん，日本脳炎，子宮頸がん，高齢者肺炎球菌

・実施医療機関数……市内約280

(イ) 10月から3月まで実施……高齢者インフルエンザ

・実施医療機関数……市内約310

※ その他，市外（県内）における県内相互乗り入れ事業への協力医療機関

(2) 感染症発生動向調査事業（平成11年度開始 平成28年度予算：4,241千円 国1/2,市1/2）

【事業の目的・内容】

感染症の発生及びまん延を防止するため，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき，一～五類感染症を週単位（一部月単位）で情報収集，分析，提供及び公開し，感染症の予防及びまん延の防止を図る。

一類から四類については全数届出。五類感染症については，全数把握対象と定点把握対象に分けられている。

市内の定点医療機関数は，インフルエンザ18，小児科11，眼科3，性感染症4，基幹病院2，疑似症30，病原体4（インフルエンザ1，小児科1，基幹病院2）である。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12～14条 感染症発生動向調査事業実施要綱 宇都宮市感染症発生動向調査事業実施要綱	保健予防課 感染症予防グループ

《実績》※ 感染症の発生状況は暦年で集計

① 感染症法第12条及び14条に基づく届出（医師の届出）

ア 一類感染症発生状況（危険が最も高い感染症）

	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	痘そう	南米出血熱	ペスト	マルブルグ病	ラッサ熱
平成23年	0	0	0	0	0	0	0
平成24年	0	0	0	0	0	0	0
平成25年	0	0	0	0	0	0	0
平成26年	0	0	0	0	0	0	0
平成27年	0	0	0	0	0	0	0

イ 二類感染症発生状況（危険が高い感染症）※結核を除く。

	急性灰白髄炎	ジフテリア	SARS*	鳥インフルエンザ (H5N1**) (H7N9****)	MERS***
平成23年	0	0	0	0	0
平成24年	0	0	0	0	0
平成25年	0	0	0	0	0
平成26年	0	0	0	0	0
平成27年	0	0	0	0	0

\*平成19年4月1日より1類感染症から2類感染症へ変更

\*\*平成20年5月12日より追加

\*\*\*平成27年1月21日より追加

ウ 三類感染症発生状況

	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌感染症
平成23年	0	0	0	0	17
平成24年	0	0	0	0	4
平成25年	0	0	1	0	2
平成26年	0	2	0	0	12
平成27年	0	0	0	0	8

エ 四類感染症発生状況（全43疾患）

	A型肝炎	エキノコックス症	デング熱	レジオネラ症	オウム病	つつが虫病
平成23年	0	0	0	5	0	0
平成24年	0	0	1	4	0	0
平成25年	0	0	0	8	1	1
平成26年	0	0	0	4	0	0
平成27年	0	0	0	11	0	0

オ 五類感染症発生状況

(ア) 全数把握対象感染症発生状況（全16疾患）

	アメーバ赤痢	ウイルス性肝炎	急性脳炎	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	後天性免疫不全症候群	破傷風	梅毒	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	風しん	麻しん	ジアルジア症	侵襲性肺炎球菌感染症
H23	2	0	8	1	4	0	2	1	0	1	1	
H24	1	3	4	0	6	0	7	0	0	1	0	
H25	3	0	9	0	2	1	2	0	13	1	0	1
H26	2	2	8	1	1	0	4	0	0	0	0	4
H27	2	0	7	1	1	0	4	0	0	0	0	3

(イ) 定点把握対象感染症発生状況（月報分）

		性器クラミジア	性器ヘルペスウイルス	尖圭コンジローマ	淋菌感染症
平成23年	男	145	69	100	164
	女	38	14	20	8
平成24年	男	143	45	120	124
	女	34	10	11	7
平成25年	男	154	31	90	97
	女	21	18	23	8
平成26年	男	135	26	69	114
	女	50	16	33	10
平成27年	男	150	36	69	142
	女	43	14	21	8

	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌	ペニシリン耐性肺炎球菌	薬剤耐性緑膿菌感染症	薬剤耐性アシネトバクター
平成23年	136	0	0	0
平成24年	119	0	2	2
平成25年	108	0	0	0
平成26年	60	0	0	0
平成27年	62	0	0	0

(ウ) 定点把握対象感染症発生状況（週報分）

別添エクセルファイルのとおり（※ファイル名：週報疾病報告数H27）

# 定点把握対象感染症(週報)

月	平成27年1月					平成27年2月					平成27年3月					平成27年4月				平成27年5月				平成27年6月					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27		
小児科 疾患	インフルエンザ	194	388	436	448	394	252	158	144	78	44	25	25	35	22	13	21	34	18	3	3	7	3	3	1	0	0	0	0
	RSウイルス感染症	10	10	3	6	6	5	6	3	1	1	0	1	2	4	1	1	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	
	咽頭結膜熱	1	2	1	3	7	8	6	7	1	4	2	2	2	4	0	5	6	5	6	5	4	5	3	3	8	1	1	
	A群溶血性レンサ球菌	10	24	19	27	16	31	29	25	28	27	26	23	21	28	41	36	25	24	18	40	36	24	37	45	20	16	28	
	感染性胃腸炎	25	57	44	44	42	35	51	41	34	54	58	52	27	17	22	17	16	18	11	19	19	24	22	26	9	20	12	
	水痘	2	15	7	10	3	11	5	5	8	8	1	13	8	12	9	8	11	6	5	5	9	7	4	7	7	3	0	
	手足口病	3	8	4	7	3	2	6	3	5	4	6	8	3	3	4	16	12	14	11	8	24	24	25	56	73	129	148	
	伝染性紅斑	2	2	3	14	8	13	1	2	5	2	6	4	3	3	4	12	11	17	4	17	11	18	18	12	15	32	21	
	突発性発疹	4	3	9	7	7	8	3	9	6	9	7	12	12	11	11	10	16	9	7	8	7	14	17	16	9	7	11	
	百日咳	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	
	ヘルパンギーナ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	4	7	10	
	流行性耳下腺炎	0	7	1	0	2	1	2	2	0	2	1	1	5	1	5	1	3	3	4	3	2	1	0	6	2	7	6	
	計	251	516	528	566	488	366	267	241	166	155	132	141	118	106	110	127	134	115	70	108	121	124	129	171	147	222	237	
	眼科	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性角結膜炎		7	1	1	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	1	0	2		
計		7	1	1	0	1	0	1	1	3	1	0	0	0	0	0	0	1	8	0	0	0	0	0	1	0	2		
基幹病院 定点	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0		
	マイコプラズマ肺炎	0	0	0	1	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	2	1	1	3	0	1	0	1	3	1	
	クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	感染性胃腸炎(ロタウイルスによるもの)	0	1	1	1	0	3	4	3	4	0	0	1	1	2	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	1	1	2	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	2	1	2	3	1	2	0	1	3	1	

月	平成27年7月				平成27年8月					平成27年9月				平成27年10月				平成27年11月					平成27年12月					27年 合計	26年 合計	25年 合計
	週	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53			
イン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	1	2	0	3	1	4	1	2762	5560	2896	
RS	0	0	0	0	0	1	2	1	0	4	6	2	9	22	19	29	38	34	40	47	38	43	30	23	9	7	468	325	322	
咽頭	3	6	2	2	2	1	1	0	0	1	0	0	1	3	6	2	2	1	2	2	0	4	3	7	3	3	159	202	164	
A群	29	17	12	4	9	8	14	12	9	15	13	9	21	16	12	12	14	12	14	21	17	34	28	31	31	20	1158	577	779	
感染	16	11	9	6	4	3	5	4	7	4	10	5	6	17	6	14	16	15	20	22	16	16	43	49	49	23	1212	1457	1931	
水痘	2	0	2	0	2	1	1	3	7	3	0	2	1	2	1	4	1	5	2	4	2	3	4	3	3	1	248	349	507	
手足	209	279	221	173	129	70	63	55	50	34	30	22	11	15	5	1	3	2	3	3	4	2	0	1	3	0	1997	199	974	
伝染	22	32	15	12	13	9	9	10	21	8	9	7	14	2	6	5	12	9	12	19	21	27	15	32	28	14	643	108	17	
突発	7	9	6	5	7	12	2	11	8	12	10	3	9	8	6	14	9	13	9	14	8	10	9	4	3	4	461	427	430	
百日	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	3	2	
ヘル	4	12	13	13	12	7	1	4	1	5	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107	456	389	
流行	1	7	2	1	8	2	3	3	2	3	8	1	7	4	2	6	2	4	4	4	6	3	10	13	4	5	183	98	106	
計	293	373	282	216	186	114	101	104	105	90	92	56	82	89	64	89	98	95	107	137	114	142	145	164		78	9409	9761	8517	
急性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	
流行	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	1	0	1	0	0	2	0	0	2	1	0	0	1	3	44	41	55	
計	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4	1	0	1	0	0	2	0	0	2	1	0	0		3	48	41	57	
細菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
無菌	0	0	1	0	2	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	14	2	5	
マイ	0	1	1	0	0	3	3	2	1	1	0	1	3	0	1	0	1	3	2	1	2	2	1	2	0	2	54	63	44	
クラ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	87	
ロタ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	28	11	0	
計	618	1	2	0	2	3	4	2	1	2	1	1	3	0	2	0	1	3	3	1	3	2	3	2		2	69	69	137	

② 感染症法第13条に基づく届出（獣医師による届出）

	感染症，動物及び件数
平成23年	鳥インフルエンザ（H5N1）の鳥類 2件
平成24年	届出なし
平成25年	届出なし
平成26年	届出なし
平成27年	届出なし

（3）感染症の発生・まん延防止対策の実施

（平成11年度開始 平成28年度予算：3,609千円 国1/2,市1/2）

【事業の目的・内容】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき，健康診断の勧告，汚染箇所の消毒，二次感染の防止等を図り，感染症の発生及びまん延を防止する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第17～20条，27条 宇都宮市保健所条例 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について （平成17年2月22日付け健発第0222002号厚生労働省健康局長通知） 新型インフルエンザ等対策特別措置法 宇都宮市新型インフルエンザ等対策地域連絡協議会設置要綱	保健予防課 感染症予防グループ

《実 績》

① 感染症患者接触者等の健康診断の勧告（又は措置）及び病原菌検索（第17条関係）

	細菌性赤痢	0157	026	0165	0145	0111	腸チフス	パラチフス	計
平成23年度	0	41	3	0	0	0	0	0	44
平成24年度	4	7	4	0	0	0	0	0	15
平成25年度	0	5	0	3	0	0	0	0	8
平成26年度	5	25	1	0	0	4	0	0	35
平成27年度	0	9	3	0	0	0	0	0	12

② 感染症患者の入院の勧告又は措置（第19条関係）

	勧告数	疾病名
平成23年度	0	
平成24年度	0	
平成25年度	0	
平成26年度	0	
平成27年度	0	

③ 感染症患者の移送（第21条関係）

- 平成21年6月 新型インフルエンザ患者の移送 1件

④ 浸水地域の防疫の実施（第27条関係）

	消毒箇所数	方法等
平成23年度	6	消毒薬を配布
平成24年度	5	業者委託：4箇所 職員対応：1箇所
平成25年度	4	業者委託：3箇所 職員対応：1箇所
平成26年度	14	業者委託：4箇所 職員対応：10箇所
平成27年度	8	業者委託：8箇所

⑤ 感染性胃腸炎集団発生事例対応

社会福祉施設等の長は、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号健康局長等通知）に基づき、次のいずれかの場合、施設等所管課及び保健所に対し報告することとなっている。

- |   |                                                            |
|---|------------------------------------------------------------|
| ア | 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合     |
| イ | 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が※10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合        |
| ウ | ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 |

※10名以上については平成20年12月15日付け保健所長名通知で1日に5名以上に変更

《集団発生報告数》

	施設数	内訳		発症者数（人）			
				入所者等	職員	計	
平成23年度	14	高齢者施設	1	10	3	13	412
		児童福祉施設	12	361	21	382	
		小学校	1	16	1	17	
平成24年度	13	高齢者施設	5	81	22	103	300
		児童福祉施設	6	140	10	150	
		障がい者施設	1	16	5	21	
		小学校	1	24	2	26	
平成25年度	22	高齢者施設	4	48	6	54	339
		児童福祉施設	13	177	15	192	
		幼稚園	1	17	0	17	
		小学校	4	75	1	76	
平成26年度	8	高齢者施設	0	0	0	0	183
		児童福祉施設	3	42	3	45	
		幼稚園	1	47	0	47	
		小学校	4	90	1	91	
平成27年度	6	児童福祉施設	5	45	3	48	58
		障がい者施設	1	8	2	10	

⑥ 新型インフルエンザ対策

ア 地域連絡協議会（旧「連絡会議」）の開催

市域における新型インフルエンザへの対応体制を整備するため、関係機関との協議会を開催（平成24年度「新型インフルエンザ連絡会議」より移行）

(ア) 地域連絡協議会の構成

区分	所属	
委員	宇都宮市医師会	会長
		副会長（感染症・救急対策担当）
		宇医保健事業団夜間休日診療部担当理事
	宇都宮市薬剤師会	会長
	感染症指定医療機関	NHO 栃木医療センター 副院長
	警察署	宇都宮中央警察署 警備課長
		宇都宮東警察署 警備課長
		宇都宮南警察署 警備課長
	消防本部	宇都宮市消防本部 警防課長
	宇都宮市教育委員会	学校健康課長
栃木県	健康増進課 課長補佐	
宇都宮市	保健所長	
事務局	宇都宮市	保健所副所長
		保健所保健医療監
		保健予防課長
		保健予防課 課長補佐
		保健予防課感染症予防グループ係長及び担当者

(イ) 開催実績

	開催回数
平成23年度	1
平成24年度	2
平成25年度	1
平成26年度	1
平成27年度	1

※連絡会議1，地域連絡協議会1

イ 行動計画等の策定

- 平成18年1月 行動計画初版策定
- 平成19年1月 行動計画一部改定（第2版：国計画の改定に伴う改定）
- 平成20年1月 行動計画一部改定（第3版：同上），対応マニュアル初版策定
- 平成22年8月 行動計画一部改定（第4版：同上）
- 平成26年3月 行動計画策定（特措法施行及び国・県計画の全面改定に伴う全面改定）
- 平成27年3月 マニュアル策定（新行動計画の策定に伴う策定）

※国・県の動向

- 平成23年 9月 国の行動計画改定
- 平成24年 3月 県の行動計画改定
- 5月 新型インフルエンザ対策等特別措置法成立
- 平成25年 4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
- 6月 国の行動計画及びガイドライン策定（全面改定）
- 11月 県の行動計画策定（全面改定）
- 平成26年 3月 県のガイドライン策定（新行動計画の策定に伴う策定）

(4) 感染症診査協議会（感染症担当分科会）の開催

（平成11年度開始 平成28年度予算：91千円 市単独）

【事業の目的・内容】

一類・二類の感染症患者（結核を除く）が発生し、勧告（措置）入院した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、入院勧告による入院の延長に関する必要な事項について診査する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条 宇都宮市保健所条例	保健予防課 感染症予防グループ

	開催回数	内 容
平成23年度	0	
平成24年度	0	
平成25年度	0	
平成26年度	0	
平成27年度	0	

(5) エイズ・性感染症の予防普及啓発

（平成8年度開始 平成28年度予算：631千円 国1/2, 市1/2）

【事業の目的・内容】

平成19年（2007年）以降、日本のHIV感染者・エイズ患者新規報告数は、年間約1,500人である。これは、1日に約4人がHIVウイルスに感染またはエイズを発病しているという状況を示す。また、そのうち約3割の人が、エイズと診断されるまで自分がHIVウイルスに感染していることを知らない状況である。HIV感染を他人事と捉え、検査の必要性を感じていない人が多い。また、性情報の氾らんや規範意識の低下、性意識の多様化などにより、性感染症の患者も増加している。

エイズを含む性感染症は、早期発見、早期治療が重要である。また、感染を早期に知ることは、感染拡大を抑えるのにも有効である。

このようなことから、市民がエイズ・性感染症に関する正しい知識を持ち、性に関する適切な意志決定や行動選択ができる能力を養うため、予防教育や検査・相談体制の充実、関係機関とのネットワーク強化を行い、エイズ・性感染症のまん延防止を図る。また、正しい知識の普及により、社会におけるエイズ等への偏見・差別をなくす。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 性感染症に関する特定感染症予防指針	保健予防課感染症予防グループ

《実績》

① 正しい知識の普及啓発

ア 啓発活動の充実

(ア) 小中学校、高校等における健康教育の実施

事業名	期 間	実施場所・参加者数
エイズ予防教育出前講座	平成27年 7月10日	文星芸術大学附属中学校 3年生 34人
	平成27年 9月29日	作新学院中等部 3年生 174人
	平成27年11月19日	国本中学校 3年生 134人
	平成27年11月25日	一条中学校 2年生 138人
	平成27年12月10日	上河内中学校 3年生 88人
	平成27年12月14日	陽西中学校 2年生 188人
	平成27年 7月 3日	作新学院高等学校 (トップ英進部・英進部) 1年生 233人
	平成27年 7月 8日	栃木県立宇都宮工業高等学校 定時制 全校生 132人
	平成27年 7月15日	栃木県立宇都宮商業高等学校 定時制 1・2年生 70人
	平成27年11月24日	栃木県立盲学校 10人
	平成27年12月 7日	栃木県立宇都宮白楊高等学校 1年生 282人
	平成28年 2月18日	作新学院高等学校 (総合英進部・情報科学部) 1年生 779人
	平成27年 4月10日	帝京大学 1年生 357人
	平成27年 6月29日	宇都宮大学国際学部 1年生 112人
	平成27年 7月 6日	栃木県美容専門学校 1・2年生 100人
平成27年 7月16日	済生会宇都宮病院看護専門学校 1年生 37人	
平成28年 1月 8日	栃木医療センター附属看護学校 1～3年生 125人	

(イ) 市広報紙への掲載 (H I V検査普及週間, 世界エイズデー)

(ウ) 職場, 学校等で行うエイズ教育への支援 (エイズ図書・パネルの貸出, パンフレット等啓発資料の配布)

実施内容	貸し出し先・配布先	実施回数・配布数等
図書, ビデオパネル等 教材の貸し出し	中学校・高校・大学等	随時
パンフレット等啓発資料の 配布	食品衛生協会講習時	12回・1,623部
	中学校・高校・大学等	1,522部
	保健所内常設コーナー	500部

(エ) パネル展示 (通年)

イ H I V検査普及週間 (6月1日～7日) 関連事業

・休日即日検査の実施: 平成27年6月7日9時30分～11時 受検者数 11人

ウ 世界エイズデーキャンペーン関連事業の展開

事業名	実施日	実施回数・配布数等
市広報紙掲載	平成27年12月1日発行	
市ホームページへの掲載	平成27年11月24日 ～12月6日	
市内TSUTAYA5店舗で パンフレット配布	平成27年11月24日 ～12月6日	・5店舗 ・パンフレット 1150部
本庁1F市民ホール・保健所で ポスター展示及びパンフレット配布	平成27年11月24日 ～12月6日	本庁・保健所 2か所 配布数 55部
市役所窓口等でのパネル展示 レッドリボン配布・着用依頼	平成27年11月24日 ～12月6日	本庁・出先機関47か所 配布数 704部
中学校, 高等学校, 大学への普及啓発 パンフレット・ポスター等の配布	平成27年11月24日 ～12月6日	中学31校 高校15校 大学8校 (計1027部)
民間企業への普及啓発 パンフレット・ポスター等の配布	平成27年11月24日 ～12月6日	民間企業 7社 (計147部)
医療機関への普及啓発 パンフレット・ポスター等の配布	平成27年11月24日 ～12月6日	婦人科・泌尿器科 57か所 (計348部)
休日即日検査	平成27年12月6日	受検者数 22人
宮コン × World AIDS Day	平成27年12月12日	来場者 350人 ・チラシ配布 ・ティッシュ配布

エ 青少年に対するエイズの普及啓発

・宇都宮大学, 文星芸術大学, (株)不二ラテックスとの共同で「自分はだいじ。そう思っているあなたへ」のメッセージ付きコンドームの作成, 配布

作成期間: 平成27年11月～平成28年2月

配布日時: 平成28年2月14日13時～15時 配布数 700部

配布場所: JR宇都宮駅西口ペDESTリアンデッキ

オ 後援

・B. B. Ballonキャンペーン: 平成27年9月26日

② エイズ対策推進のためのマンパワーの養成事業

ア 所内研修会の実施

事業名	実施日	実施回数・配布数等
エイズ対策従事者研修会	平成28年2月25日	介護福祉関係者 50人

(6) エイズ・性感染症・ウイルス性肝炎の検査・相談

(平成8年度開始 平成28年度予算: 4,081千円 国1/2, 市1/2, 県日曜HIV分の1/2)

【事業の目的・内容】

エイズ, 性感染症及びウイルス性肝炎について, 検査・相談の充実を図り, 感染の早期発見, 早期治療及び二次感染の防止を推進し, まん延防止を図ることを目的とする。

また, 検査・相談の機会に, 相談者が性に関する適切な意志決定や行動選択ができる能力を養えるよう, エイズ, 性感染症及びウイルス性肝炎の正しい知識の普及啓発を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針 性感染症に関する特定感染症予防指針 宇都宮市保健所条例	保健予防課感染症予防グループ

《経過》

時 期	内 容
平成8年度～	H I V抗体検査・相談事業を開始 保健所：毎週水曜日（受付時間 午前9時から10時）
平成10年度～	日曜H I V検査を県との共催事業として実施 保健センター：毎月第4日曜日（受付時間 午後1時から4時）
平成12年8月～	性器クラミジア抗体検査、梅毒検査を開始
平成13年5月～ 10月	C型肝炎抗体検査を開始（H I V抗体検査と同時希望の場合、無料）
平成17年4月～	H I V・梅毒検査について即日検査を開始（予約制10人／回） ウイルス性肝炎検査について月1回の実施に変更（第2水曜日のみ）
平成18年度～	H I V検査普及週間（6／1～7）の開始により、6月に夜間検査を実施
平成19年度～	クラミジア抗原検査のモデル事業を実施 ウイルス性肝炎検査の無料化 7月 B型肝炎抗体検査を廃止し、抗原検査のみに変更
平成20年1月～	ウイルス性肝炎検査について、毎月第2・4水曜日、第4日曜日に実施
平成21年4月～	クラミジア抗体検査から抗原検査へ変更
平成22年4月～	日曜H I V・性感染症・ウイルス性肝炎検査の受付時間を午後1時から午後4時を午後1時から3時30分に変更
平成24年10月～	C型肝炎抗体検査試薬の製造中止に伴い、ウイルス性肝炎検査業務を臨床検査機関に委託開始
平成25年4月～	ウイルス性肝炎検査について、毎週水曜日、第4日曜日に変更 性器クラミジア検査の試薬の製造中止に伴い、性器クラミジア検査業務を臨床検査機関に委託開始

《実績》

① H I V・エイズに関する相談受付件数 （平成27年度：電話75件及び来所669件）

	H I V検査	一般的知識	感染機会	治療 (病院等)	その他
平成25年度	78	793	6	1	0
平成26年度	72	818	5	1	0
平成27年度	60	676	7	1	0

② HIV検査件数

年度 \ 年齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合計
平成 25年度	男	14	187	181(1)	68	63	513(1)
	女	15	144	81	24	8	272
	計	29	331	262(1)	92	71	785(1)
平成 26年度	男	15	182(1)	202(2)	96(1)	72	567(4)
	女	13	119	72	35	11	250
	計	28	301(1)	274(2)	131(1)	83	817(4)
平成 27年度	男	14	146(1)	172(1)	93(1)	40	465(3)
	女	8	91	64	28	6	197
	計	22	237(1)	236(1)	121(1)	46	662(3)

\* ( ) は陽性者数・再掲

③ クラミジア検査件数

年度 \ 年齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合計
平成 25年度	男	13(4)	106(3)	95	39	33	286(7)
	女	11(5)	82(6)	39(1)	14(2)	5	151(14)
	計	24(9)	188(9)	134(1)	53(2)	38	437(21)
平成 26年度	男	10	111(2)	121(2)	57	32(1)	331(5)
	女	10	66(5)	31	13	8(2)	128(7)
	計	20	177(7)	152(2)	70	40(3)	459(12)
平成 27年度	男	6(1)	81(6)	105(2)	49	24	265(9)
	女	1(1)	42(5)	45(6)	19(2)	3(1)	110(15)
	計	7(2)	123(11)	150(8)	68(2)	27(1)	375(24)

\* ( ) は陽性者数・再掲

④ 梅毒検査件数

年度 \ 年齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合計
平成 25年度	男	13	174(4)	162(2)	61	58(1)	468(7)
	女	14	126(1)	75	21	7(1)	243(2)
	計	27	300(5)	237(2)	82	65(2)	711(9)
平成 26年度	男	13	158(1)	174(1)	80(1)	60	485(3)
	女	11	105	64	31(1)	11	222(1)
	計	24	263(1)	238(1)	111(2)	71	707(4)
平成 27年度	男	12	140(1)	147(1)	81(2)	41	421(4)
	女	7	84	60	25	8	184
	計	19	224(1)	207(1)	106(2)	49	605(4)

\* ( ) は陽性者数・再掲

⑤ B型肝炎検査件数

年度	年齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合計
	男	女						
平成 25年度	男		6	35	56	18	13	128
	女		6	46(1)	32	11	5	100(1)
	計		12	81(1)	88	29	18	228(1)
平成 26年度	男		3	32	78(1)	26(1)	25	164(2)
	女		3	31	31	13	10	88
	計		6	63	109(1)	39(1)	35	252(2)
平成 27年度	男		2	42	66(1)	19	17	146(1)
	女		2	35(1)	34	16(1)	4	91(2)
	計		4	77(1)	100(1)	35(1)	21	237(3)

\* ( ) は陽性者数・再掲

⑥ C型肝炎検査件数

年度	年齢		～19	20～29	30～39	40～49	50～	合計
	男	女						
平成 25年度	男		4	30	45	14	10(1)	103(1)
	女		5	41	24	8	5	83
	計		9	71	69	22	15(1)	186(1)
平成 26年度	男		1	21	55	21(1)	26	124(1)
	女		3	27	27	15	10	82
	計		4	48	82	36(1)	36	206(1)
平成 27年度	男		1	29	43	12	14	99
	女		2	25	26	18	3	74
	計		3	54	69	30	17	173

\* ( ) は陽性者数・再掲

(7) 風しん抗体検査・相談

(平成26年度開始 平成28年度予算：1,130千円 国1/2, 市1/2)

【事業の目的・内容】

妊娠を希望する市民等が風しんに関する正しい知識を持ち、自ら風しん抗体の有無の状況を認識する機会を提供し、必要に応じて相談や保健指導等を実施することにより、感染に対する不安の軽減を図るとともに、抗体陰性者については予防接種の勧奨を行い、先天性風しん症候群の発症を予防することを目的とする。

根拠法令等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 特定感染症検査等事業実施要綱	保健予防課感染症予防グループ

《経過》

時 期	内 容
平成26年度～ 平成27年3月	6月から風しん抗体検査・相談事業を開始（県内統一して開始） 保健所：毎週水曜日予約制（受付時間 午前11時から12時） 休日風しん抗体検査 平成27年3月8日（日）に実施
平成27年度	休日風しん抗体検査 年4回（6・9・12・3月）に実施

《実績》

風しん抗体検査件数

年度 \ 年齢		20～29	30～39	40～49	50～59	60～	合 計
		平成26年度	男 54(11) 女 93(35) 計 147(46)	80(23) 115(28) 195(51)	20(4) 7 27(4)	1 0 1	1 1(1) 2(1)
平成27年度	男 53(23) 女 82(41) 計 135(64)	85(32) 82(26) 167(58)	14(5) 8(3) 22(8)	1 0 1	0 0 0	153(60) 172(70) 325(130)	

\* 平成26年は6月～平成27年3月の実績

\* ( ) は風しん抗体価8.0未満の数・再掲

(8) 結核発生動向調査事業

(平成8年度開始 平成27年度予算：282千円 市単独)

① 結核発生動向調査事業

【事業の目的・内容】

結核疾患の有効な予防対策を確立するため、患者情報などを国へオンライン入力により報告する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第12条 感染症発生動向調査事業実施要綱	保健予防課感染症予防グループ

ア 新登録患者数

本市の結核罹患状況は、全国と比較すれば低い水準で推移しているものの、順調に減少しつつある状況ではない。

平成27年の新規登録患者数は44人（潜在性結核感染症を除く）で、人口10万人当たりの罹患率は8.5となっている。また潜在性結核感染症の新規登録者は22名である（潜在性結核感染症を除く）

区 分	平成25年		平成26年		平成27年	
	患者数	罹患率	患者数	罹患率	患者数	罹患率
全 国	20,495	16.1	19,615	15.4	—	—
栃 木 県	231	11.6	555	12.7	—	—
宇 都 宮 市	48	9.3	47	9.1	44	8.5

イ 年齢別新規登録者

本市の年齢別新規登録者は、高齢者が半数以上を占めており、特に、70歳以上が21名(47.7%)と約半数を占めている。(潜在性結核感染症を除く)

年齢別	平成25年		平成26年		平成27年	
	患者数	割合	患者数	割合	患者数	割合
0～4	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5～9	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
10～14	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%
15～19	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
20～29	5	10.4%	0	0.0%	5	11.4%
30～39	3	6.3%	0	0.0%	4	9.1%
40～49	4	8.3%	4	8.5%	7	15.9%
50～59	3	6.3%	2	4.3%	2	4.5%
60～69	5	10.4%	12	25.5%	5	11.4%
70～	28	58.3%	28	59.6%	21	47.7%
総数	48	100%	47	100%	44	100%

ウ 年末現在登録患者数

本市の結核患者登録状況は平成27年末現在112人(潜在性結核感染症を除く)である。(潜在性結核感染症を除く)

区分	平成25年	平成26年	平成27年
全国	49,814人	47,845人	—
栃木県	565人	555人	—
宇都宮市	146人	135人	112人

(エ) 年齢別年末現在登録者

本市の年齢別年末現在登録者は年々減少している。その構成は新規登録者と同様、70歳以上が多くを占めている。

(潜在性結核感染症を除く)

	平成25年		平成26年		平成27年	
	患者数(人)	割合(%)	患者数(人)	割合(%)	患者数(人)	割合(%)
0～4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
5～9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10～14	0	0.0	0	0.0	0	0.0
15～19	1	0.7	1	0.7	1	0.9
20～29	11	7.6	9	6.7	9	8.0
30～39	17	11.7	11	8.2	8	7.1
40～49	14	9.7	13	9.6	14	12.5
50～59	17	11.7	14	10.4	8	7.1
60～69	20	13.8	27	20.0	24	21.4
70～	66	44.8	60	44.4	48	42.9
総数	146	100.0	135	100.0	112	100.0

## ② 結核登録票による患者管理

### 【事業の目的・内容】

結核患者が、適切な医療を受け、速やかに治癒し、社会生活に復帰することを支援するとともに、患者家族等の接触者からの感染と発病を防止し、患者を早期に発見するため患者管理を行っている。

結核登録票により患者の登録を行い、必要に応じて保健師が訪問指導を行う。登録者で医療を受けていない者の精密検査（管理検診）は、市長が適当と認められる医療機関を選定しその医療機関に委託して行う。治療終了後、自主的に医療機関を受診している者については医療機関からの病状報告にて、病状を把握する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の13	保健予防課感染症予防グループ

### 《平成27年実績》

管理検診対象件数(延べ)	280件			
管理検診受診件数(延べ)	201件	内訳)	管理検診	医療機関 125件
				保健所 12件
				定期病状報告数 63件
				その他(読影等) 1件

区 分	平成25年	平成26年	平成27年
対象者数	283	280	280
受診者数	184	205	201
受診率(%)	65.0	73.2	71.8

## ③ 普及啓発事業

### 【事業の目的・内容】

結核予防週間・世界結核デーを機に住民の結核に関する正しい知識を深めるとともに、官民一体となった結核対策の推進に一丸となって取り組む気運を高めることを目的とする。

#### (ア) 結核予防週間（9/24～9/30）関連事業

- ・市役所1階市民ホール及び保健所ロビーでのパネル展示・知識啓発資料の配布
- ・地域における保健福祉サービス提供の拠点（6拠点）での啓発資料の配布
- ・広報紙への結核に関する情報の掲載
- ・医療機関に対する、結核患者の届出・医療に関する情報提供

#### (イ) 世界結核デー（3/24）関連事業

- ・広報紙への結核に関する情報の掲載

## (9) 感染症診査協議会（結核担当分科会）の開催

（平成8年度開始 平成28年度予算：1,560千円 市単独）

### 【事業の目的・内容】

保健所に設置されている感染症診査協議会結核担当分科会は、5人の委員で構成され、感染症法に基づき宇都宮市内に居住する登録患者の就業制限と入院勧告の適正、並びに結核医療費公費負担に係る医療の適正について診査する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第24条 宇都宮市保健所条例 宇都宮市感染症診査協議会規則	保健予防課感染症予防グループ

《実 績》

① 開催回数

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
定期診査会	24	24	24
臨時診査会	0	0	0

② 結核患者入院勧告状況

区 分	前年末 公費負担 件 数	新規件数	公費負担打ち切り件数			年 末 公費負担 件 数
			軽 快	死 亡	その他	
平成25年	5	24	18	4	2	5
平成26年	5	21	12	6	2	6
平成27年	6	19	17	5	1	2

③ 結核医療公費負担の診査状況

区 分	申請者数			診査合格			承認患者数		
	37条 の2	37条	計	37条 の2	37条	計	37条 の2	37条	計
平成25年	112	65	177	107	65	172	107	65	172
平成26年	113	69	182	113	69	182	113	69	182
平成27年	95	51	146	95	51	146	95	51	146

(10) 結核接触者健康診断

(平成8年度開始 平成28年度予算：5,915千円 国1/2,市1/2)

【事業の目的・内容】

結核のまん延を防止するため必要があると認められるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、①結核患者の接触者のうち感染者の有無を確認する②接触者のうち発病者を早期に発見する③感染源を追求することを目的として、結核接触者健康診断を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第17条	保健予防課感染症予防グループ

《実 績》

接触者健康診断の実施数（延べ件数）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
胸部レントゲン検査	283	187	145
ツベルクリン反応検査	14	15	46
IGRA検査	261	167	259

※ 保健所および委託医療機関実施分

要精査者の結果

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
結果	要医療（患者）	1	1	2
	潜在性結核感染症 治療開始	11	3	9
	発病のおそれ	1	5	1

(11) 結核医療費の公費負担（平成8年度開始）

平成28年度予算：21,402千円 37条：国3/4,市1/4, 37条の2：国1/2,市1/2)

【事業の目的・内容】

感染症法に基づく入院患者および結核患者の医療費及び療養費を公費負担する。

結核医療費は、法第18条（就業制限）及び法第19条、20条（応急入院勧告、本入院勧告）に基づく入院患者の医療費（法第37条）と結核患者の医療費（法第37条の2）について、公費負担制度が設けられている。

《実績》

			平成25年度	平成26年度	平成27年度
支 払 基 金 委 託 分	37条の2 分	件数	397件	297件	277件
		金額	716,079円	825,882円	10,645,844円
	37条分	件数	35件	38件	10件
		金額	8,821,285円	21,359,551円	3,615,223円
国 保 連 委 託 分	37条の2 分	件数	345件	394件	376件
		金額	276,697円	438,381円	999,148円
	37条分	件数	54件	46件	48件
		金額	3,042,517円	3,037,495円	2,930,234円
合 計	37条の2 分	件数	742件	691件	653件
		金額	992,776円	1,264,263円	11,644,992円
	37条分	件数	89件	84件	58件
		金額	11,863,802円	24,397,046円	6,545,457円

(12) 結核対策特別促進事業

（平成8年度開始 平成28年度予算：388千円 国10/10）

【事業の目的・内容】

結核対策特別推進事業として、結核患者に確実に抗結核薬を服薬するよう支援し治療の完遂を図ることにより、結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的として、DOTS事業を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 53条の14, 53条の15 結核対策特別促進事業実施要綱	保健予防課感染症予防グループ

《実績》

① 薬局DOTS事業

宇都宮市薬剤師会と契約を締結。

	協力薬局数	実施述べ人数
平成25年度	27か所	148
平成26年度	29か所	101
平成27年度	35か所	219

② 地域DOTS事業

(ア) DOTSカンファレンス

国立病院機構宇都宮病院，足利赤十字病院にて実施した。

結核患者に対し，退院後も確実に服用できるよう支援し，治療の完遂を図る。

区分	開催回数	対象者
平成25年度	13回	26名
平成26年度	11回	25名
平成27年度	13回	36名

(イ) 平成27年度新規登録患者DOTS実施の状況

訪問・面接等によるDOTSの頻度（件数）

区分	述べ 訪問・面接 件数	月1回	月1～2 回	週1回	週3回～ 毎日	合計
平成25年度	351	34	2	3	3	42
平成26年度	330	41	2	5	0	48
平成27年度	289	21	1	4	0	26

※ 平成27年度は死亡者5名地域DOTS対象外，入院中11名は院内DOTS対象。

(13) 結核定期健康診断

(平成8年度開始 平成28年度予算：2,294千円 市単独)

① 結核予防費の補助

【事業の目的・内容】

事業者，学校および施設の長は，それぞれの業務に従事する者，学校の学生・生徒・児童又は，当該施設に収用されている者であって，政令で定める者に対し，政令で定める定期において，定期的健康診断を行わなければならない。

このため，私立学校の長が行う定期結核健康診断に係わる費用の一部を補助することにより，結核の予防を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第53条の2～9, 第58条の2～3, 第60条	保健予防課感染症予防グループ

《実 績》

ア 結核予防費の補助

区 分	補助施設数	補助金額
平成25年度	24	2,356,219円
平成26年度	24	2,236,446円
平成27年度	24	2,220,680円

② 結核検診

【事業の目的・内容】

結核の早期発見のため、16歳以上の市民（学校・事業所等で検診を受けている人は除く）に胸部X線直接撮影による定期健康診断を実施している。

本市では、昭和33年から結核予防法に基づいて検診車による集団健診で開始した。昭和62年4月からは老人保健法の改正に伴い、40歳以上の市民については肺がん検診を併用している。

ア 結核検診実施状況（肺がん検診受診者を含む）※所管：健康増進課

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	発見患者数(人)
平成24年度	102,878	27,961	27.2	0
平成25年度	108,154	28,734	26.6	0
平成26年度	112,731	30,346	26.9	1
平成27年度	117,238	31,843	27.2	0

※平成24年度から対象者数は地区別年齢別人口（3月末日現在住民基本台帳）から算出

イ 定期健康診断実施状況（感染症法第53条の2に基づく定期の健康診断）（平成27年度）

区 分	対象者数	受診者数	受診率	間 接	直 接
事 業 者	21,728	20,892	96.2%	8,915	11,977
学 校 長	9,291	9,232	99.4%	8,588	644
施 設 長	1,977	1,944	98.3%	1,007	937
市（＝ア）	117,238	31,843	27.2%		31,843
合 計	150,234	63,911	42.5%	18,510	45,401

※報告分のみの集計

※平成26年度より歯科診療所（事業者）に対し報告を求める通知を発送（対象者に含む）。